

## ○柏市障害者等地域生活支援サービス給付費支給規則

平成18年9月29日

規則第101号

### (目的)

第1条 この規則は、地域生活支援サービスを受けた障害者等に対し、地域生活支援サービス給付費（以下「給付費」という。）を支給することにより、障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 障害者及び障害児をいう。
- (2) 障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者（以下「知的障害者」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条第1項に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者をいう。
- (3) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (4) 保護者 児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。
- (5) 地域生活支援サービス 日中一時支援、移動支援、訪問入浴サービス及び地域活動支援センター支援をいう。
- (6) 日中一時支援 次条に規定する対象者（以下この条において「対象障害者等」という。）を介護する者が事情により当該対象障害者等を介護することができない場合に、当該対象障害者等を日中に施設において一時的に預かり、見守りその他の便宜を供与することをいう。
- (7) 移動支援 対象障害者等の外出（市長が別に定める外出に限る。）の時における移動中の介護を行うことをいう。
- (8) 訪問入浴サービス 対象障害者等の居宅において、浴槽を提供して当該対象障害者

等の入浴等の介護（市長が別に定める介護に限る。）を行うことをいう。

- (9) 地域活動支援センター支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第27項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）に通所する障害者等につき、当該地域活動支援センターにおいて同項に規定する便宜の供与をすることをいう。
- (10) I型事業 精神保健福祉士その他の専門職員を配置して行う医療及び福祉並びに地域の社会基盤との連携の強化のための調整、地域住民によるボランティアの育成、障害に対する理解の促進を図るための啓発等の事業であって、法第77条第1項第3号に規定する事業（委託を受けて行う場合を含む。）を併せて行うものをいう。
- (11) II型事業 地域において就労が困難な在宅の障害者等に対して機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供する事業をいう。
- (12) III型事業 福祉作業所（地域において就労が困難な在宅の障害者等に対し、設備を提供して就労の機会を与えるとともに、生活指導等を併せて行い、その自立を助長することを目的とする施設をいう。）の運営その他の障害者等のための援護事業を原則として5年以上実施した実績及び法人格を有する者が行う事業をいう。

（平24規則62・平25規則60・平27規則40・平28規則2・平29規則36・平30規則35・令5規則22・一部改正）

（対象者）

第3条 給付費の支給の対象とする者（以下「対象者」という。）は、別表の左欄に掲げる地域生活支援サービスの区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める者のうち、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者（本市の区域外の施設等に入所等している者で、当該入所等（継続して2以上の施設等に入所等している者にあつては、最初に入所等した施設等への入所等）の直前に本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていたものを含み、本市の区域内の施設等に入所等している者で、当該入所等（継続して2以上の施設等に入所等している者にあつては、最初に入所等した施設等への入所等）の直前に本市以外の市区町村に居住し、又は本市以外の市区町村の住民基本台帳に記録されていたもの（市長が特に認めるものを除く。）を除く。）とする。

（平19規則43・平24規則77・一部改正）

(支給決定等)

第4条 給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市長の給付費を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

2 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、別に定めるところにより、当該申請に係る障害者等の障害の程度の区分の認定を行うとともに、給付費の支給の要否の決定を行うものとする。

4 市長は、支給決定を行う場合には、地域生活支援サービスの種類ごとに月を単位として1月間において給付費を支給する地域生活支援サービスの量（以下「支給量」という。）を定めるものとする。

5 市長は、支給決定を行ったときは、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）に対し、受給者証を交付するものとする。

6 支給決定の有効期間は、支給決定を受けた日から1年間とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該有効期間を延長し、又は短縮することができる。

(平27規則40・一部改正)

(支給決定の変更)

第5条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る地域生活支援サービスの種類、支給量又は障害の程度の区分を変更する必要があるときは、市長が別に定めるところにより、市長に当該支給決定の変更の申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請又は職権により、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。

(届出)

第6条 支給決定障害者等又はその相続人その他の親族は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 支給決定障害者等又は支給決定に係る障害児が死亡したとき。
- (2) 支給決定に係る障害者等が第3条に規定する対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 支給決定に係る障害者等が地域生活支援サービスを受ける必要がなくなったとき。
- (4) 第4条第2項の申請に係る事項（前条第1項に規定する事項を除く。）に変更が生

じたとき。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、前条(第4号を除く。)の規定による届出があったときは、支給決定を取り消すものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。

(1) 支給決定障害者等が第4条第2項の規定又は第5条第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

(2) 前条第2号又は第3号に該当すると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(給付費の支給等)

第8条 市長は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、市長が別に定めるところにより指定する地域生活支援サービスを行う者(以下「指定地域生活支援サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域生活支援サービス(以下「指定地域生活支援サービス」という。)を受けたときは、別に定めるところにより、給付費を支給する。

2 支給決定障害者等は、指定地域生活支援サービスを受けるときは、指定地域生活支援サービス事業者に受給者証を提示しなければならない。

3 給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 同一の月に受けた指定地域生活支援サービスについて、地域生活支援サービスの種類ごとに指定地域生活支援サービスに通常要する費用(市長が別に定める費用(以下この項において「特定費用」という。)を除く。)につき、市長が別に定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域生活支援サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定地域生活支援サービスに要した費用の額)を合計した額(以下「給付対象額」という。)

(2) 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して市長が別に定める額(当該市長が別に定める額が給付対象額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該100分の10に相当する額)

4 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める費用に係る給付費の額は、市長が別に定

める基準により算定した額とする。

- 5 支給決定障害者等が、指定地域生活支援サービスを受けた月と同一の月に法第5条第1項の障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を受け、法第28条第1項に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費又は同条第2項に規定する訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けた場合において、当該障害福祉サービスに要した費用の合計額（法第29条第3項第1号に掲げる額又は法第30条第3項各号に定める額をいう。）から当該費用につき支給された介護給付費等の額を控除して得た額に給付対象額の100分の10に相当する額を合算して得た額が第3項第2号の市長が別に定める額を超える場合における同項の規定の適用については、同項第2号中「しん酌して市長が別に定める額（当該市長が別に定める額が給付対象額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該100分の10に相当する額）」とあるのは、「しん酌して零円以上給付対象額の100分の10に相当する額未満の範囲内で市長が別に定める額」とする。
- 6 支給決定障害者等は、次項及び第8項の規定によらずに給付費の支給を受けようとするときは、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 7 支給決定障害者等が指定地域生活支援サービス事業者から指定地域生活支援サービスを受けたときは、市長は、別に定めるところにより、指定地域生活支援サービス事業者からの請求により、当該支給決定障害者等が当該指定地域生活支援サービス事業者に支払うべき当該指定地域生活支援サービスに要した費用について、給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定地域生活支援サービス事業者に支払うことができる。
- 8 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し給付費の支給があったものとみなす。
- 9 前2項の規定による給付費の支給等を受けようとする支給決定障害者等及び指定地域生活支援サービス事業者は、市長が別に定めるところにより、あらかじめ市長に申し出なければならない。

（平24規則62・平25規則60・平27規則40・平28規則2・一部改正）

（他の法令による給付等との調整）

第9条 給付費の支給は、当該障害の状態につき、法の規定による介護給付費等の支給又

は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付であって給付費の支給に相当するものを受けることができるときは、その限度において、行わない。

（平25規則60・一部改正）

（高額地域生活支援サービス費の支給）

第10条 市長は、支給決定障害者等が受けた地域生活支援サービス、障害福祉サービスその他別に定めるサービス等に要した費用の合計額から当該費用につき支給された給付費、介護給付費等その他別に定める給付等の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、別に定めるところにより、高額地域生活支援サービス費を支給する。

2 前項の高額地域生活支援サービス費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（指定地域生活支援サービス事業者）

第11条 第8条第1項に規定する指定を受けようとする地域生活支援サービスを行う者は、市長が別に定めるところにより、地域生活支援サービスの種類及び地域生活支援サービス事業を行う事業所（以下「地域サービス事業所」という。）ごとに市長に申請しなければならない。

2 前項の地域サービス事業所は、次の各号に掲げる地域生活支援サービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業所又は施設でなければならない。

(1) 日中一時支援 次のいずれかに該当すること。

ア 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定に係る法第36条第1項のサービス事業所（法第5条第7項の生活介護、同条第8項の短期入所、同条第12項の自立訓練、同条第13項の就労移行支援又は同条第14項の就労継続支援に係るものに限る。）

イ 法第29条第1項の指定障害者支援施設

ウ 児童福祉法第21条の5の3の指定障害児通所支援事業者の指定に係る同法第21条の5の15の障害児通所支援事業所（同法第6条の2の2第2項の児童発達支援又は同条第4項の放課後等デイサービスに係るものに限る。）

エ 法第79条第2項の規定による届出に係る地域活動支援センターを運営する事業所

オ その他市長が認める事業所

- (2) 移動支援 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定に係る法第36条第1項のサービス事業所（法第5条第2項の居宅介護，同条第3項の重度訪問介護，同条第4項の同行援護又は同条第5項の行動援護に係るものに限る。）
- (3) 訪問入浴サービス 介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス事業者の指定に係る同法第70条第1項の事業所（同法第8条第3項の訪問入浴介護に係るものに限る。）
- (4) 地域活動支援センター支援 次のいずれかに該当すること。

ア 本市の区域内に存する地域活動支援センターにおいて行う地域活動支援センター支援 第2条第10号から第12号までに掲げる事業ごとに，市長が別に定める基準を満たした事業所

イ 本市の区域外に存する地域活動支援センターにおいて行う地域活動支援センター支援 当該地域活動支援センターが存する他の地方公共団体又はその長が定める基準を満たした事業所

- 3 市長は，第1項の規定による申請があったときは，指定地域生活支援サービス事業者である旨の指定の可否を決定し，市長が別に定めるところにより，その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(平25規則60・平26規則15・平27規則40・平28規則2・平30規則35・平30規則69・一部改正)

(指定地域生活支援サービスの事業の基準等)

第12条 指定地域生活支援サービス事業者は，当該指定に係るサービス事業所ごとに，市長が別に定める従業者並びに設備及び運営に関する基準（第14条の2において「運営等に関する基準」という。）に従わなければならない。

- 2 指定地域生活支援サービス事業者は，次条第2項の規定による届出をしたときは，当該届出の日前1月以内に当該指定地域生活支援サービスを受けていた者であつて，当該届出に係る廃止の日以後においても引き続き当該指定地域生活支援サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し，必要な地域生活支援サービスが継続的に提供されるよう，他の指定地域生活支援サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(平25規則60・追加, 平30規則35・一部改正)

(変更の届出等)

第13条 指定地域生活支援サービス事業者は、第11条第1項の規定による申請をした事項に変更が生じたときは、市長が別に定めるところにより、当該変更が生じた日から起算して10日以内に市長に届け出なければならない。

2 指定地域生活支援サービス事業者は、指定地域生活支援サービス事業を廃止しようとするときは、市長が別に定めるところにより、当該廃止の日の1月前までに、市長に届け出なければならない。

(平25規則60・追加)

(報告等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、指定地域生活支援サービス事業者に対し、当該指定地域生活支援サービス事業者が行う指定地域生活支援サービスに係る事務に関して必要な報告を求め、若しくは必要な指示をし、又は当該職員をして必要な調査をさせることができる。

(平25規則60・追加)

(勧告)

第14条の2 市長は、指定地域生活支援サービス事業者が運営等に関する基準に適合していないと認めるときは、当該指定地域生活支援サービス事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(平30規則35・追加)

(指定の取消し等)

第15条 市長は、第13条第2項の規定による届出に係る廃止の日が経過したときは、第11条第3項の規定による指定を取り消すものとする。

2 市長は、指定地域生活支援サービス事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により給付費の支払を受けたとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により第11条第3項の規定による指定の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、指定地域生活支援サービスに関し不正又は著しく不当



な行為をしたとき。

(4) この規則の規定に違反したとき。

(平25規則60・追加, 平30規則35・一部改正)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は, 市長が別に定める。

(平25規則60・旧第12条繰下)

附 則

この規則は, 平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第43号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則 (平成23年規則第61号)

この規則は, 平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第62号)

この規則は, 平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第77号抄)

(施行期日)

1 この規則は, 平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されていた者に対する次に掲げる規定の適用については, 第1号及び第3号に掲げる規定中「本市の住民基本台帳に登録されている者」とあるのは「本市の住民基本台帳に登録され, 又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律

(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき本市の外国人登録原票に登録されていた者」とし, 第2号, 第4号及び第5号に掲げる規定中「本市の住民基本台帳に登録されていた」とあるのは「本市の住民基本台帳に登録され, 又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)

に基づき本市の外国人登録原票に登録されていた」とし、第4号に掲げる規定中「本市以外の市区町村の住民基本台帳に登録され」とあるのは「本市以外の市区町村の住民基本台帳に登録され、若しくは出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の外国人登録法に基づき本市以外の市区町村の外国人登録原票に登録され」とする。

(1)から(3)まで 略

(4) 第9条の規定による改正後の柏市障害者等地域生活支援サービス給付費支給規則  
第3条

附 則 (平成25年規則第60号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第15号抄)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(柏市訪問入浴サービス規則の廃止)

2 柏市訪問入浴サービス規則(平成12年柏市規則第59号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において前項の規定による廃止前の柏市訪問入浴サービス規則第6条第3項の規定による対象者である旨の決定を受けていた者は、施行日においてこの規則による改正後の柏市障害者等地域生活支援サービス給付費支給規則第4条第3項の規定による同条第1項に規定する支給決定を受けた者とみなす。

附 則 (平成28年規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の柏市障害者等地域生活支援サービス給付費支給規則（以下「新規則」という。）第2条第9号に規定する地域活動支援センター支援に係る新規則第4条第2項の規定による申請，同条第3項の規定による障害の程度の区分の認定及び給付費の支給の要否の決定，同条第4項の規定による支給量の決定，同条第5項の規定による受給者証の交付並びに同条第6項の規定による有効期間の延長及び短縮，新規則第6条の規定による届出，新規則第7条の規定による取消し，新規則第8条第1項の規定による指定，新規則第11条第1項の規定による申請並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，この規則の施行の日前においても，新規則第4条第2項から第6項まで，新規則第6条，新規則第7条，新規則第8条第1項及び新規則第11条第1項の規定の例により行うことができる。

附 則（平成29年規則第36号）

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第35号）

この規則は，平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第69号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第22号）

この規則は，令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条）

（平23規則61・平24規則62・平25規則60・平27規則40・平28規則2・平30規則

35・一部改正）

地域生活支援サービスの区分	対象者
日中一時支援	次のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者又は身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている障害児 (2) 療育手帳の交付を受けている知的障害者又は障害児

	<p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている精神障害者</p> <p>(4) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児</p> <p>(5) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者のうち市長において必要があると認めるもの</p> <p>(6) 医療的ケア（かくたん吸引，経管栄養，導尿その他の市長が別に定める医療行為をいう。）が必要な18歳未満の者（第1号及び第2号に規定する障害児を除く。）</p>
移動支援	<p>次のいずれかに該当する障害者等</p> <p>(1) 身体障害者又は身体障害者手帳の交付を受けている障害児のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）の体幹障害若しくは移動機能障害の1級若しくは2級に該当する者又は等級表の下肢障害の1級若しくは2級に該当する者で歩行困難なもの</p> <p>イ アに該当する者以外の者で、屋外の移動に著しい困難を有するもののうち、市長が特に認めるもの</p> <p>(2) 療育手帳の交付を受けている知的障害者又は障害児</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者（かつて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた精神障害者で新たな精神障害者保健福祉手帳の交付の申請をしているものを含む。）のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に規定する障害等</p>

	<p>級が1級又は2級である者</p> <p>(4) 発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児</p>
訪問入浴サービス	<p>次のいずれかに該当する在宅の障害者等</p> <p>(1) 身体障害者であつて、等級表の肢体不自由の1級又は2級に該当するもののうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 介護者による入浴の介助が困難な状態にある者</p> <p>イ 医師が入浴を可能と認める者</p> <p>ウ 介護保険法第19条の規定により要介護認定又は要支援認定を受けることができない者</p> <p>(2) 前号アからウまでの要件に該当する者であつて、市長が特に入浴を必要と認めるもの</p>
地域活動支援センター支援	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 障害者</p> <p>(2) 障害児のうち、原則として義務教育を修了したものであつて、市長が特に支援を必要と認めるもの</p> <p>(3) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者のうち市長において必要があると認めるもの</p>